

新宿区教育委員会会議録

令和5年第1回定例会

令和5年1月6日

新宿区教育委員会

令和5年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和5年1月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時35分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	委 員	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代

欠席者

教育長職務代理者	山 下 浩一郎
委 員	今 野 雅 裕

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	荒 井 亮 宏	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教育調整課 主 査	林 竜 佑	教育調整課 管 理 係	大 原 颯 人
--------------	-------	----------------	---------

## 議事日程

### 報 告

- 1 令和4年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 オンラインを活用した東京都との連携事業について（教育指導課長）
- 3 令和4年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について（教育指導課長）
- 4 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の会議には、山下委員、今野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、年綱委員にお願いいたします。

---

◆ 報告1 令和4年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告2 オンラインを活用した東京都との連携事業について

◆ 報告3 令和4年度 児童・生徒との健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について

○教育長 それでは、本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けることといたします。

報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、令和4年第4回新宿区議会定例会におけます質問等に対する答弁について御説明申し上げます。

報告1の資料を御覧ください。

まず、I新宿未来の会、一般質問の1番でございます。安全で快適な歩行空間についてという御質問です。

今年の秋に警視庁が悪質な運転行為に対して積極的に自転車関連の赤キップを切るようになりましたということで、このようなマナーやルールの徹底は、幼少期から習慣として教え込むことが大切だが、学校現場における教育について伺いますという御質問です。

次長答弁です。

自転車運転のマナーやルールに関する教育については、区立小学校において自転車交通安全教室が実施されています。自転車運転のマナーやルールについて、実技や動画を通して学んでいます。区立中学校では、スタントマンが実際の事故場面を再現し、ルールの徹底につなげています。今後も、交通安全に関する教育を推進していきますと答弁いたしました。

続きまして、一般質問の1、住民の多様性とまちづくりについてです。

体育着や上履きなどについては、指定の店に行き購入することに対する手間や金額的な面から、見直ししてほしいという声も上がっているが、見解をという御質問です。

次長答弁です。

中学校の体育着のように、学校ごとに決まっている学用品は購入店舗が指定されているが、それ以外のものについては保護者が自由に購入することができるなど、各学校の学用品の取扱いについては、保護者の声も踏まえ、校長の責任において取扱いについて取り決め、児童・生徒や保護者へお伝えしています。今後も、教育委員会では、保護者の負担も含め、児童・生徒に配慮したものであるか、点検・見直しを行っていきますと答弁いたしました。

続きまして、自由民主党新宿区議会議員団、代表質問の1、民間提案制度活用による中学校部活動の運営についてです。

生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるような公立中学校部活動とするため、来年度から進める事業展開についてどのように考えているのかという御質問です。

教育長答弁です。

令和5年度からは、部活動の運営を一部民間委託することで、部活動を指導する職員を増員し、また、専門性が高く安定的な配置とすることで、教員の負担軽減にもつなげていきたいと考えています。部活動の地域移行については、この民間提案制度に基づく取組をしっかりと進めていく中で、先進的な取組事例や国の動向を注視しながら、校長会とも協議し研究を続けていきますと答弁いたしました。

一番下の1番、学校給食と食品ロスの削減についてでございます。3ページをお開きください。

学校給食について、児童や生徒、保護者からどのような意見、声をいただいているか。

(2) 「一口残し」問題にもあるような子どもたちの食べ残しについてどのような取組を行っているか。

(3) 区では、「てまえどり」運動についてどのような取組が行われているのかという御質問です。

次長答弁です。

(1) 児童・生徒からは、「おいしかった」「また作ってほしい」といったリクエストや、「伊那市直送の野菜は甘くてびっくりした」といった感想が寄せられるとともに、保護者からは、「食材の産地を覚えたり、給食を通して子どもの興味が広がる献立である」、「家庭での食事に給食の献立を参考にしている」といった御意見をいただいています。

(2) 「一口残し」問題については、各区立学校の給食において配膳された食事はできるだけ残さず食べるよう指導しています。各学校では、食べる前に自分が食べられる量に調整するように声をかけるなど、食べ残しを減らす工夫をしています。

(3) 「てまえどり」運動については、小・中学校の家庭科の食品表示に関する学習の中で、消費期限や賞味期限の意味を学び、環境への影響なども考え、計画的に食品を購入することの大切さを学んでいますと答弁をいたしました。

Ⅲ新宿区議会公明党、代表質問1番、ICTを活用した多様な教育の推進についてです。

4ページをお開きください。

区立小・中学校におけるICT活用の現状について伺います。特に今年度は、ICT支援員の学校へ巡回体制を拡充し、「ICT支援員による授業支援サイクル」を実施するとしているが、その成果、今後の取組について伺うという御質問です。

(2) ICT活用は、様々な事情で学校に通えない児童・生徒にとっても当てはまるもので、特別支援教育や不登校対策の観点からも非常に重要である。御所見を伺うという御質問です。

教育長答弁です。

(1) 現在、区立学校では、デジタルドリルや協働学習支援ツール等を活用した授業の質の向上を図っています。そのほか、国語の音読や英語のスピーチ、音楽の演奏などをカメラ機能を使って録画し、タブレット端末に記録したものを教員が確認したり、児童・生徒が変化を比較したりするなど、子どもたちの学びの様子や成長の過程の記録にもICTの機能が効果的に活用されています。

教育委員会では8月から1回の滞在時間を3時間から8時間へと拡充したICT支援員による支援を開始しました。成果としましては、ICT支援員による授業支援の時間や授業観察の回数の増加につながることで、教員がICT支援員と協力して授業改善に取り組む時間を生み出し、授業でのさらなるICTの活用につなげることができました。今後は、ICT活用推進計画の進捗状況を学校と支援員、教育委員会とが共有することで授業の質の向上を図るとともに、研修会等の実施回数を拡充し、学校間での活用事例の共有や実践がより一層活発になるよう取組を支援していきますと答弁いたしました。

(2) 不登校児童・生徒がいる学校では、オンラインで課題を配信することや同時双方向型のWEB会議システムを活用し、オンラインにより指導をしています。特別な支援を要する児童・生徒がいる学校では、カメラ機能で板書を記録することや、ノートの代用として文

書作成ソフトを使うなど、文具の一つとして活用できるように児童・生徒に指導しています。今後も、教育委員会では、多様な教育機会の確保の取組を引き続き推進してまいりますと答弁いたしました。

続きまして、一般質問1、西新宿地域のまちづくりについてです。

5ページをお開きください。西新宿小学校の今後の児童数の推移をどのように予測しているか、増設の概念と今後のスケジュールについての御質問です。

(2) 学校施設の整備においては医療的ケア児支援法も見据え、エレベーターの設置など、これを機にバリアフリー化を進めるべきと考える。そして何より、建設中の在校児童の教育環境や安全確保について、設計の段階から検討要素とすべきと考えるがという御質問です。

(3) 建設工事においては、保護者、近隣住人、地域の方々の理解、協力が不可欠である。そのためには丁寧な説明を行っていく必要があるが、いかがかという御質問です。

次長答弁です。

(1) 西新宿小学校においては、児童数は344人で、令和10年度には500人を超えるものと推計しています。学級数については、令和8年度に既存の教室数を上回る見込みであることから、増築校舎の整備を計画しています。既存校舎に接続する形で校庭に4階建てを建設し、6教室整備するとともに、給食調理室の拡張を行います。増築校舎の設計を令和5年度に実施した後、令和6、7年度の2か年、工事を行いまして、令和8年度からの供用開始を目指して予定をしております。

(2) 増築校舎の建設と併せて既存校舎のバリアフリー化のための改修についても、設計の中で検討します。エレベーターについては、増築校舎に加えて既存校舎についても新たに設置するよう、構造上の検討を行う予定です。工事期間中においては、児童の安全確保を図るとともに、教育活動への影響を最小限にするよう設計事業者と協議の上、スケジュールを設定いたします。

(3) 校舎の増築につきましては、地域協働学校運営協議会で増築の概要、スケジュールを説明いたします。設計案が固まった時点や工事事業者が決定した時点で、地域協働学校運営協議会や学校に関係する地域の方々へ説明を行います。保護者の皆様には学校を通してお伝えすることで、広く御理解、御協力をいただきながら取り組みます。

続きまして、1番、新宿区における子育て支援の充実についてです。区立幼稚園の存続について御心配の声をいただいている。これからも区立幼稚園が安定的に運営され、幼児教育の推進に寄与していくための対策について御所見を伺います。

次長答弁です。

教育委員会では、区立幼稚園において幼児教育を効果的に行うため、一定規模の集団を形成するよう、園児数の確保が必要であると考えています。これまで区立幼稚園の園児の募集においては——6ページをお願いいたします——「広報新宿」や「幼稚園ガイド」など紙媒体を中心に周知してきましたが、ホームページやSNSにおいても周知を行うほか、青少年育成委員会などで説明するなど、園児数の確保に取り組んでいます。各幼稚園においても、「未就園児の会」や入園説明会の開催回数を増やすなど、幼児保護者への周知促進を図っています。加えまして、幼稚園での活動についても、教育時間終了後に様々な活動やプログラムを行う「キッズデー」、「幼児教育の充実事業」を実施するなど、教育内容の一層の充実を図っており、在園幼児の保護者からは好評をいただいていることから、これらの事業についても発信をしていきます。いずれにいたしましても、園児数の確保におきましては、区立幼稚園の特色の一つである区立小学校との連携等についても重要であることから、引き続き効果的な取組について検討してまいります。

続きまして、日本共産党新宿区議会議員団、代表質問の1番、発達障害児の支援についてです。

(1) 全児童を対象に、医師や心理士の観察と助言により、受診や療育につなぐ仕組みを構築すべきと考えるが、いかがか。

(2) 特別支援教育推進員について独自の実態調査に基づき、支援の必要な児童・生徒数に応じ配置することを求めるという御質問でございます。

次長答弁です。

(1) 一教育委員会では、現時点で新たな仕組み——7ページをお願いいたします——を構築することは考えていないところだが、就学支援シートや巡回相談を効果的に活用することで、支援が必要な幼児の医療機関への受診や療育機関への通所に的確につなげていくよう、今後も取組を進めます。

(2) 今後の児童・生徒数の推計に基づき、対象となる児童・生徒数を予想しており、特別支援教育推進員の適切な配置を位置づけていることから、計画的な増員となっています。今後も、実態を踏まえ、配置を適切に進めます。

続きまして、立憲民主党・無所属クラブ、代表質問の1、子どもの安全対策についてです。

(1) 1年生は「一人歩きデビュー」の時期でもあります。安全教育が必要と思うが、どのような対応をしているか。

(2) 登下校の時間帯に車両進入禁止となっている道路に進入してくる車両が散見されます。取締りを強化して、通学の安全を図るべきと思うがという御質問です。

(3) 各地で発生している乳幼児等のベランダ等からの転落事故防止について、現在どのような対策を行っているか。また、今後の対応についての御質問です。

教育長答弁です。

(1) ある学校の1年生は、中学年の児童が作成した安全マップを見ながら、保護者の方の協力も得て小グループで通学路を歩き、注意が必要な場所や約束について確認し、気をつけて行動できるようにしています。入学間もない時期につきましては、教職員が1年生の下校に付き添ったり、地域の方に見守りをお願いしたりするなど、安全に登下校できる体制を整えています。また、警察と連携した交通安全教室を実施するなど、児童が交通事情や安全な通学の仕方を確認し、歩行する訓練を行い、安全に歩行できるよう指導しています。

(2) 交通規制を守らない車両については、適宜警察による取締りを行っているほか、学校から警察に要請することで、取締りを強化していただいています。今後も、取締りの強化を含め通学路の安全確保に努めてまいります。

8ページをお願いいたします。

(3) 教育委員会では、これまでも自宅の窓を開ける機会が増える春先などの時期に、区立幼稚園、私立幼稚園へ依頼し、乳幼児等のベランダからの転落事故防止について、保護者への注意喚起の呼びかけを行ってきています。度重なる転落事故を受け、改めて区立幼稚園、区内私立幼稚園に対して、保護者へ注意喚起を依頼いたしました。今後も周知の機会を捉えて、定期的に注意喚起を行ってまいります。

2、生徒指導について。(1) 手引書「生徒指導提要」が12年ぶりに見直されることになった。「生徒指導提要」が新たに出されるまでに、段階的に理解を促すことも必要と考えるが、取り組み方など御所見を伺います。また、「生徒指導提要」の根幹となる「子どもアドボカシー」について、理解促進はどのようになされているのか。

(2) 「子どもアドボカシー」の理解促進の場面でも、ヤングケアラーについて知見を深める機会となり得るものとするが、いかがか。ヤングケアラーの把握の促進の一助にもつながると思うがという質問です。

(3) 校則や指導方法などで改善や疑問が訴えられた際は、どのような対応をしていくのか。また、校則の在り方をどのように捉えているかという御質問です。

教育長答弁です。

(1) 教育委員会では、今回の生徒指導提要は、児童・生徒の環境が変化する中、いじめや暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数が増加傾向にあるなど、課題への対応が多様化する中、生徒指導の概念や取組の方向性を整理し、改訂されるものと認識しています。生徒指導提要の改訂の経緯や要点などは、校長が確実に把握し理解することが重要であるため、校長会を通じて周知していきます。学校での生徒指導の中心を担う生活指導主任へも周知します。

子どもアドボカシー等は、子どもが自分自身の意見、気持ちを表明できるように支援すること、代弁すること、必要な行動を取ることであり、日頃から児童・生徒が困っていること、悩んでいることを相談できる環境を整えるとともに、児童・生徒から話を聞くなどの取組を行っています。年3回のふれあい月間では、校内の取組を総点検し、よりよい環境づくりに取り組んでいます。

(2) 教育委員会では、生活指導主任会において、ヤングケアラー協会の資料を活用し、ヤングケアラーへの理解を深める研修をしています。ふれあい月間の際には、児童・生徒がヤングケアラーを理解できるよう、研修内容を校内で共有しています。子ども自身がヤングケアラーと思うことがあったときには、迷わず相談できるように指導しています。今後も、ヤングケアラーに特化した調査を検討するなど、実態把握に資する取組を推進してまいります。

9ページをお願いいたします。

(3) 教育委員会では、各校における校則等の点検や見直しを定期的に行うよう、依頼しています。社会の動きや多様な価値観があることから、現在の校則の内容について検証することが必要であり、生徒や保護者から声を聞く学校評価の活用や、地域協働学校運営協議会の委員から意見を聞くなどの取組を行っています。中学校では、生徒総会により校則について考えるなど、生徒が校則について考える機会も設定しています。

また、教育委員会では、校則とは、学校が教育目的を実現していく過程において、児童・生徒が遵守すべき学習上または生活上の決まりとして定められているものと認識しています。今後も、児童・生徒、保護者などの意見を広く聞くなどして、定期的に点検する取組を推進してまいります。

続きまして、社民党新宿区議会議員団、一般質問1、区長就任に当たっての所信について。

(1) 小学校の児童数の増加と35人学級の実施に伴う教室や教員不足を解決すべき課題である今後の児童数の予測とそれに伴う対策についての御質問です。

(2) 教員の長時間労働、勤務環境の改善については、どこまで進み、今後どのように推進するのか。

(3) 公文書の維持管理・情報公開を進めるためにも、公文書館機能を併せ持つ新中央図書館の早期建設を求めるという御質問です。

教育長答弁です。

(1) 児童数は9,832人であるところ、就学前人口に区立小学校への入学率等を考慮して試算した場合には、令和10年度には1万700人余りまで増加する可能性もあると推計しています。

将来的に普通教室が不足すると予測される学校については、学校現場と十分な意見交換を行いながら、校舎内の内部改修工事を実施しています。大規模マンション建設などの情報を各関係部署と共有しながら、普通教室の整備を計画的に進めています。児童数の増加状況等により、内部改修工事では対応が困難な場合においては、校舎を増築するなど対策を講じてきており、今後も良好な教育環境の確保に向けて対応してまいります。

最後、10ページをお開きください。

さらに、教員の確保は、重要な課題である。東京都教育委員会とともに十分な資質を持った教員を量的にも確保することに努めてまいります。

(2) 実働勤務時間が60時間を超える管理職を含めた教員数は、令和4年8月に初めて全校一斉でゼロとなりました。同年9月は6名となってしまいましたが、タイムレコーダーを導入し調査を開始した平成30年9月は47名であったことと比較すると、人数は大幅に減少しており、着実に成果を上げてきているものと考えております。今後も、目標達成に努めてまいります。

(3) 新中央図書館の建設については、公共施設等総合管理計画に基づく区有施設マネジメントの中で検討すべき課題と認識しています。電子書籍などのデジタルデータや読書バリアフリー法への対応、著作権法の改正の影響など環境の変化を考慮する必要があります。図書館の運営協議会からも、電子化を進めてほしいとの御意見をいただいております。手法等について議論を重ねています。今後も、総合的に検討してまいります。

2、区財政と来年度予算について。

区長は、小・中学校の入学準備のための入学祝金や学用品の費用を支給し、家計への負担軽減策を所信で述べられました。ならば、次は給食費の完全無償化で、児童・生徒、保護者の期待に応えることだと考えますが、区財政から十分可能であるが、検討する時期に来てい

と思うがという御質問です。

教育長答弁です。

学校給食費につきましては、法令に基づきまして保護者に御負担いただくことを基本としながらも、就学援助制度により支援が必要な御家庭に対しては、実費支給をさせていただいています。令和4年7月からは、食材料費の高騰への対応として、学校給食費に対する補助を実施することにより、保護者に御負担いただくことなく、質の維持を確保しながら安定した給食の提供に取り組んでいます。今後も、適宜、適切な対応を実施していく考えであることから、学校給食費の完全無償化については予定しておりません。

以上で報告終わります。よろしく申し上げます。

○教育指導課長 それでは、オンラインを活用した東京都との連携事業について御説明いたします。

今回の実証検証は、新宿区教育委員会と東京都教育委員会とが令和4年12月1日から令和5年3月31日まで連携協定を締結して実施するものでございます。

対象は、本区の適応指導教室、名称といたしましては、つくし教室に通う児童・生徒と、本校に2校ある国際学級に通う児童・生徒が対象となっております。

今回の実証検証を行うに至りました経緯といたしましては、不登校児童・生徒や日本語指導が必要な児童・生徒に対して、本区として多様な教育機会を検討してまいりました。様々な協議を重ねていく中で、今回、東京都よりオンライン上の仮想空間の実証検証の話があったものでございます。

具体的な取組としては、大きく2点を予定してございます。第1に、不登校児童・生徒への支援ということで、つくし教室に通う児童・生徒へのオンラインによる支援を行います。オンラインの中では、居場所づくりをメインとしております。

また、つくし教室に登録したものの、つくし教室へ通所ができない児童・生徒の支援についても、さらに充実できるよう検討してまいります。

学習面については、簡単なドリル形式から実施予定でございます。

第2に、国際学級に通う児童・生徒への支援です。

こちらは、日本語指導を受けている児童・生徒の習得状況がそれぞれであることから、本区に2校ある国際学級、大久保小学校と新宿中学校を中心に支援を実施してまいります。

東京都教育委員会との連携事業に関する名称や内容は、お手元の資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

では、続きまして、3番です。令和4年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について、御報告申し上げます。

本制度につきましては、児童・生徒の健全育成のために、子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

本日は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの運用状況について御報告をさせていただきます。

なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことを御理解くださいますようお願いいたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、警察から学校への個人情報の提供があった1件の事案、本人外収集について御報告をいたします。

事案といたしましては、歩道橋から走行している車に石を投げ、車体の一部を損傷させた事案でございます。被害に遭った車の運転手から警察署へ通報があり、警察官がその場にいた児童3名を保護しました。その後、当該学校へ警察署から情報提供がありました。その際、警察署から保護者への連絡のために、保護者の連絡先等を教えてほしいと依頼がありましたが、学校は警察署へ個人情報を伝えず、学校が保護者へ連絡を入れ、保護者から警察署へ連絡しているものでございます。

続いて、学校から警察への個人情報を提供した3件の事案、外部提供について報告をいたします。

1番は、生徒間暴力の事案です。新宿区ではない他の地区の学校に在籍する生徒を当該生徒が呼び出し、殴る、蹴るなどの暴力行為がありました。暴力行為を行った当日、当該生徒は学校へ行き、当該生徒本人は担任へ事案について相談しました。学校から保護者へ連絡すると、保護者から事前に警察へ連絡してほしいと依頼があり、学校から警察署へ電話にて、氏名及び事案の概要を伝えました。学校は、当該警察署から事案があった場所の管轄の警察署へ連絡するように指示を受けました。このことを保護者に伝え、当該保護者が所管の警察署へ連絡し、本人と保護者が所管の警察署を訪問しています。

2番は、対教師暴力の案件です。担任教員に対して当該児童が至近距離から体育で使っているボールを勢いよく当てる行為を複数回行いました。担任教員は突然のことでよけるなどの対応はできませんでした。学校内だけでは解決が難しく、学校から警察署へ面接にて情報を提供いたしました。

3番は、児童3名による物品損壊等の問題行動の事案でございます。校庭から2階の教室へ向かって石を投げる、教室に立て籠もる、施錠されているプールに侵入するなど、器物破損や問題行動等があり、学校内だけでは解決が難しく、学校から警察署へ面接にて情報を提供いたしました。

報告内容は、以上となります。

○教育長 説明が終わりました。順に質問などしていければと思います。

まず、報告1の新宿区議会定例会における代表質問と答弁要旨について、御意見、御質問があればお願いいたします。

○古笛委員 子どもたちに対する安全教育についての答弁をされたということで、これについては特に異論はないのですが、自転車に関しては、子どもたちが被害者になるということと同時に、子どもたちが加害者になった場合に備えて、保護者が賠償責任を負って、実際に報道されたとおり、何千万もの責任を負うということもございます。

東京都の場合には、条例で賠償責任保険に加入するということが義務づけられているということもあるので、子どもたちに対する安全教育とともに、保護者向けに賠償責任保険などについて、火災保険や自動車保険に特約としてついていることもあるので、そういったことを確認したり、入っていない場合には新たに加入を検討してもらうなど、そういった情報提供もしてあげると良いかと思いました。

以上です。

○教育長 御意見ということでよろしいでしょうか。

○古笛委員 はい。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

次に、報告2、オンラインを活用した東京都との連携事業について、御意見、御質問がある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了といたします。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○古笛委員 今回ご報告いただいた事案ですが、現在は解決しているという状況なのでしょうか。

○教育指導課長 はい、一定程度落ち着いている状況にあると認識しております。

○古笛委員 分かりました。引き続き、一過性のエピソードで終わるように見守ってあげていただけたらと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了といたします。

---

◆ 報告4 その他

○教育長 次に、報告4、その他ですが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

以上で報告事項を終了します。

---

◎ 閉 会

○教育長 本日の教育委員会を閉会いたします。

---

午後 2時35分閉会